

規制改革ホットライン処理方針

農林水産ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分 (注)	別添の該当 ページ
指定数量未満の危険物の貯蔵等に関する市町村間の差異の是正	検討を予定	△	1

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

農林水産WG関連

番号:1

受付日	31年2月6日	所管省庁への検討要請日	31年3月6日	回答取りまとめ日	元年7月25日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	指定数量未満の危険物の貯蔵等に関する市町村間の差異の是正
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 指定数量未満の危険物の貯蔵、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準について、各市町村での差異を是正すべきである。</p> <p>【提案理由】 指定数量未満の危険物の貯蔵、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、消防法第9条の4において、市町村条例で定めることとされており、設置における基準が各市町村で異なっている。この結果、園芸施設の燃料貯蔵タンク設置時にある市町村では設置が認められた施設が他の市町村では認められないといった問題が発生し、コスト高の要因となっている。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	総務省
制度の現状	<p>消防法では、指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、各市町村が火災予防条例で定めることとされています。</p> <p>園芸施設の燃料貯蔵タンクの設置についても、各市町村が火災予防条例で定める位置、構造及び設備の技術上の基準に従う必要があります。</p> <p>なお、消防庁が定める火災予防条例(例)(昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号)において、各市町村が火災予防条例に規定すべき火災予防上必要な事項を具体的に示し、各市町村がそれに準ずる形で条例を定めることで、各市町村の条例間で基準に大きな差異が生じないようにしています。</p>	
該当法令等	消防法第9条の4	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	<p>指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いに関する規制事務は、市町村の自治事務であり、各市町村が地域の実情を反映できるよう、条例で定める基準に委ねているところです。</p> <p>危険物保安については、市町村ごとに抱える実情が異なる可能性があるため、各市町村条例が定める基準には一定の差異が生じるものと考えられます。</p> <p>なお、ご提案頂いた内容に関しては詳細を確認の上、必要な対応について検討していきたいと考えています。</p>	

区分	△
----	---